

鋼船規則

L 編

艀装品

規則

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

L 編 艀装品

5 章 繊維ロープ

5.1 繊維ロープ

5.1.7 切断試験*

(3)及び(4)を次のように改める。

繊維ロープの切断試験は、次の(1)から(4)の規定による。

((1)及び(2)は省略)

- (3) ~~ポリエチレンロープ及びポリプロピレンロープの試験片は、あらかじめ $35\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温水中に 30 分以上浸漬したのち切断試験を行う。その他の繊維ロープは、乾燥状態で切断試験を行う。繊維ロープは、原則乾燥状態でかつより継ぎされたロープに対して室温で切断試験を行う。ナイロンロープについては、常温水中で 30 分浸漬したのち室温で切断試験を行う。~~
- (4) 切断したときの荷重は、~~表 L5.2 に掲げる~~製造者が保証する切断荷重未満であってはならない。

表 L5.2 を削る。

~~表 L5.2 繊維ロープの切断荷重 (kN)~~

ロープ 径 (mm)	マニラ* ロープ	合成繊維ロープ							
		ビニロン*		ポリエチレン**		ポリエ* ステル	ポリプロピレン**		ナイ ロン**
		1種	2種	1種	2種		1種	2種	
10	7.06	9.32	15.7	9.71	12.7	15.6	10.8	12.7	18.1
12	9.90	13.4	21.8	13.9	17.7	22.0	15.7	17.7	27.5
14	13.1	17.9	28.4	18.6	23.5	29.2	20.6	23.5	36.6
16	16.9	22.9	36.3	23.8	29.4	37.5	26.5	29.4	46.9
18	21.0	28.6	45.1	29.7	37.7	46.7	32.4	37.3	58.3
20	25.6	34.8	54.9	36.1	44.1	56.8	39.2	44.1	70.9
22	30.5	41.6	65.7	43.1	54.9	67.8	47.1	54.9	84.6
24	35.9	48.8	77.5	50.7	63.7	79.6	54.9	63.7	100
26	41.6	56.7	89.2	58.8	73.5	92.4	63.7	73.5	116
28	47.8	65.1	103	67.5	83.4	106	73.5	83.4	132
30	54.3	74.0	117	76.8	97.1	121	83.4	97.1	151
32	61.2	83.5	131	86.5	108	136	94.1	108	170
35	72.3	99.0	155	102	127	161	111	127	201
40	95.4	127	198	131	164	206	142	164	258
45	119	157	247	163	203	260	177	203	321
50	144	191	300	198	250	312	214	250	390
55	173	228	358	237	294	373	255	294	466
60	203	269	421	279	348	438	300	348	547
65	235	312	487	324	402	508	348	402	635
70	271	358	559	371	461	583	399	461	729
75	307	407	635	422	525	663	453	525	829
80	346	459	716	476	593	747	511	593	935
85	387	514	801	533	667	837	572	67	1,050
90	431	571	895	592	735	931	635	735	1,170
95	477	632	981	655	814	1,030	702	814	1,280
100	525	694	1,080	721	897	1,140	772	897	1,410

~~(備考)~~

~~* 乾燥状態でのロープを室温で引張ったときの切断荷重~~

~~** 35±2℃の温水中に 30 分以上浸漬したロープを室温で引張ったときの切断荷重~~

附 則

1. この規則は、2024 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2027 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶